

京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の一部を改正する条例の制定
(平成29年6月9日京都市条例第 5 号) (保健福祉局医療衛生推進室健康安全課)

食品等事業者、市民及び観光旅行者等が、食品等の安全性及び安心な食生活について
関心と理解を深めることにより、食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する取組
の一層の推進を図るため、毎年8月1日を食の安全安心推進の日とすることとしました。

この条例は、平成29年6月9日から施行することとしました。

京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年6月9日

京都市長 門川大作

京都市条例第5号

京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の一部を改正する
条例

京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中 「第3章 食の安全安心推進審議会（第17条～第20条）
第4章 雑則（第21条） を
」

「第3章 食の安全安心推進の日（第17条）
第4章 食の安全安心推進審議会（第18条～第22条）に改める。
第5章 雑則（第23条） 」

第9条第3項中「第17条」を「第18条」に改める。

第22条を第23条とする。

第4章を第5章とする。

第3章中第21条を第22条とし、第17条から第20条までを1条ずつ繰り下げる。

第3章を第4章とし、第2章の次に次の1章を加える。

第3章 食の安全安心推進の日

第17条 食品等事業者、市民及び観光旅行者等が、食品等の安全性及び安心な食生活について関心と理解を深めることにより、食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する取組の一層の推進を図るため、食の安全安心推進の日を設ける。

2 食の安全安心推進の日は、毎年8月1日とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(保健福祉局医療衛生推進室健康安全課)